

## 大分市自治基本条例検討委員会 第9回市民部会 議事録

日 時 平成22年7月22日(木) 16:30～18:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、小原 美穂、宮邊 和弘、長野 幸子  
の各委員(計5名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、  
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛  
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 議 事
  - (1) 条文書の検討について
  - (2) その他

### <第9回 市民部会>

事務局	それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会 第9回市民部会を開催いたします。 議事に入ります前に、前回の全体会での意見集約と、先日行いました第2回部会代表者会議の確認事項を併せて本日お配りの(報告1・2)によりご報告いたします。 まず、報告1ですが前回の第12回全体会の意見集約をしております。
-----	---

米印にて項目ごとにまとめてみましたが、右肩の四角に記載しておりますように、各部会に関連する内容ごとに色分けをしております。全体に関する意見は見出しを黒字で、市民部会に関する意見は青字で示しております。

それでは掻い摘んで説明いたします。1ページからは、全体での意見交換で出た意見をまとめておりますが、まず、条例全般については、条例の体系の問題や条例のタイトルについてのご意見が出されました。また、案として総花的で特徴が感じられないとのご意見もいただいたところです。

次に、前文についてかなりのご意見をいただきましたが、全体的に抽象的な指摘が多く、理念部会からも具体的なご意見をいただきたいとのことでした。

2ページにまいりまして、中段に青字で市民の責務についてとありますが、一委員さんからのご意見と言いますか要望と言いますか、第6条第2項の検討中としている案について、議会が提案しようとしている「子どもに関する条例」とのすり合わせが必要であるとのことをご意見をいただきました。

これにつきましては、事務局といたしましては、子どもに関する条例の方向性なり全容が明らかではありませんので、どうすべきか迷うところですが、この部会では、議員である部会長並びに委員さんからのご意見をいただく中、市民の権利と責務について、子どもに関する内容を謳い込んでいるものと考えておりますので、子ども条例の方向性等が分かれば、再度検証ができるのではないかと考えます。

さしあたり、第6条第2項につきましては、いずれにしても本日ご検討いただく内容であると思っておりますので、後ほどご検討をお願いします。

3ページは、議会に関する条文(中間報告)ということで、委員さんの方から発表いただいた内容をそのまま起こしております。

続いて、4ページからは、各部会からの意見を載せております。

執行機関・議会部会のまとめとしまして、次の5ページになりますが、市民の権利・責務についてということでもまとめてみましたが、これはもしかしたら前文の部分について言われた意見かなとも思ったのですが、一応市民部会に関連する意見としてまとめました。

「市民の権利だけでなく義務も伴うことを条文の先頭部分で分かっていただけのような示し方があっても良いのではないか。」とのことですが、市民部会としてはこの辺りは十分に議論されて権利と責務の案を出されていると思いますので、市民部会としては気にする必要がないのかなと感じております。報告1につきましては、皆様もご出席いただいておりますのでここに記載しているとおりで以上でございます。

次に、報告2ですが、これは先日部会長のみ集まって行いました、部会代表者会議での確認事項でございます。

まず前文については、前文と目的をセットでこの条例を作ることを目的(市民福祉の向上や意気込み、願いなど)を理念部会において再度検討して欲しいということでした。

それで、先日、理念部会が開催されましたが、理念部会としては、各委員が前文の案を持ち寄り、全体会でいただいたような意見も含めて総合的に検討した結果として、今の案が出来上がっているのです、ご指摘をいただく際に

は対案と言いますか、具体的にこの文章をこのように変えたら良いのではないかというご意見をいただきたいとのことです。

次に、条文の調整についてということで、主語の整理や重複している条文の整理、また独立している6章7章8章の取扱いについて、法規的な観点から事務局に調整案としてたたき台を作成させるということになりました。

また、自治とまちづくりについて、自治に視点を置いた条例とするのか、まちづくりに視点を置いた条例にするのか、コンセンサスを得る時期に来ているので、各部会で一度議論をしていただく。

この際に、条例の名称の問題と併せて、自治とまちづくりの捉え方を整理しやすいような資料を事務局が作成するというを確認しました。

ということで、次に(自治とまちづくり)と書いた資料をご覧いただきたいのですが、事務局が法制室と相談のもとで、自治とまちづくりの考え方をまとめましたので読み上げます。

『自治』と『まちづくり』は、使い分けが難しい言葉です。様々な文書中に、様々な意味で使用されており、時にはそれぞれの言葉がもつ固有の意味を超えた使い方がされる場合もあり、また時には同じ意味で使われることもあります。そのため、両者の違いがあまり意識されていないのが実情です。

しかし、この条例では、それぞれの意味を明らかにした上で、議論を進める必要がありますので、一応、次のように整理したいと思います。

自治 = 市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法  
(主に、市や自治会等の内部の關係に視点を置いた捉え方)

まちづくり = 住みやすいまちを作るための活動や取組  
(主に、まちに視点を置いた捉え方)

自治とまちづくりの違いを意識しつつ、条例の構成を考えると、主な視点の置き方によって、違いが出てきます。

[自治に視点を置いた場合]

市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法(主に、市や自治会等の内部の關係に視点を置いた捉え方)が規定の中心となります。

[まちづくりに視点を置いた場合]

まちづくりに対する考え方(理念)やそのための方策を規定することになります。自治については、まちづくりを進めるための仕組みとして規定することになります。

『自治』、『まちづくり』ともに、市政運営のあり方を定める上では大事な事柄ですが、この条例で『まちづくり』について規定しようとする場合には、市政運営の総合的な体系を定めている総合計画との關係を整理しておく必要があります。

これについては、

条例では、まちづくりを進める上で必要となる市の意思決定の仕組みや方法(自治)を中心に定め、まちづくりの方向性(理念)については、普遍的なものに限定して規定する。

まちづくりの具体的な方向性等は、その時々的情勢により左右され易いので、情勢に応じたより具体的な政策の方向性については、この条例の定めるまちづくりの理念を基に、総合計画で議論して決定する。

といった役割分担を明確にすることによって、整理できるものと考えます。」

本日の議論の一つとして、この考え方で今後の検討を進めることで良いかご検討をいただきたいと思います。

次に、A 3 縦の資料 1 をご覧ください。

部会案をもとに条文の重複箇所等を整理するという指示が部会代表者会議でありましたので、資料を作成しております。

左から、前回お示した部会案、次に調整案 1 として、修正箇所を見え消しで記載しております。右端に前回同様課題等ということで、当初お示した課題と新たな課題等の情報を色付きで書き込んでいます。

ちなみに、この中で赤で修正しているところが重複を解消した箇所で、青は事務局が別に気付いた修正箇所などであり、更に主語の部分に網掛けをしているものが、事務局が修正した箇所となっております。

市民部会に直接関係する箇所はありませんけども、資料 1 で簡単に説明いたします。

まず、3 ページから中段の第 7 条では、第 1 項は第 1 3 条第 1 項と内容が同じでしたので第 1 3 条第 1 項をここに統合しました。同じく第 2 項は第 1 3 条第 2 項を統合、第 3 項は第 2 6 条第 2 項に統合しております。

次に第 9 条第 3 項には、第 3 4 条第 2 項を統合しました。

4 ページでは、第 1 0 条のところですが、全般的に執行機関という主語は、市民には分かりにくい言葉ではないかと思ひまして、市長等と変えております。

また、第 1 0 条の 4 項として、第 2 8 条の人材育成を移動させています。これは、第 2 8 条は具体的な取り組みというより、執行機関の責務として捉えられるのではないかと考えてございます。

次に、第 1 3 条は、先ほどの 7 条に統合しましたので、ここは全部削除となっております。

5 ページでは、第 2 2 条第 2 項について、地方自治法に同一の規定があるので削除しても良いのではないかとということで削除しています。

6 ページでは、第 2 4 条の第 2 項には第 3 4 条第 1 項を統合、第 2 5 条第 2 項には第 3 4 条第 3 項を統合、第 2 6 条第 2 項には先ほどの第 7 条第 3 項を統合しています。

人材育成の第 2 8 条は、先ほど説明したとおりです。

7 ページの第 3 4 条も先ほどの統合の結果削除となっております。

最後に 8 ページの第 6 章、7 章、8 章の取扱いですが、まず第 6 章の連携及び交流は、具体的政策というよりも課題解決やまちづくりのための方法・手段という側面があり、この条例に残す余地はあると判断して残しています。この場合、別の章とするのか、どこかの章に入れるかの検討が必要だと思います。

次に第 7 章と 8 章については、個別政策的な要素が濃いために削除する方向でどうかと考えています。この場合主旨はどこかに残すことは可能かと思ひます。

以上ですが、重複の解消については分かりにくいかと思ひますので、別ページで重複箇所の整理という資料を付けておりますので、参考にご覧いた

	<p>だきたいと思います。</p> <p>また、今回の調整案1につきましては、先ほど自治とまちづくりの考え方に触れましたが、事務局としましては今までの検討委員会での議論の流れが、自治としての流れで議論がなされてきたと思っておりますので、自治に視点を置いた調整をさせていただいております。</p> <p>資料の説明は以上ですが、本日の市民部会での議論としましては、まず、自治とまちづくりの考え方は先ほどの資料の考え方で良いかどうかのご検討をいただくこと。</p> <p>もう一つは、市民部会への意見としても挙げられておりましたが、子ども条例を意識したところの、子どもに関する権利・責務の条文内容の検討。特に責務の部分につきましては検討中としておりますので、その部分の確定をすることの2点を議論していただければよろしいのかなと思います。</p> <p>それでは、この先の進行を部会長よろしく申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、部会代表者会議でも出ましたように、自治とまちづくりについて、自治基本条例とするのかまちづくり基本条例とするのかという、どちらかに決定する時期に来ているということで、各部会で一度議論していただきたいということが決まりました。</p> <p>そのことを受けて、今日、自治とまちづくりについて事務局の方でまとめていただきました。この案を見て、どういう捉え方をするのか、どういう考え方をするのかというのは、各自意見を聞く中でコンセンサスが得られれば得て行きたいなと思っております。</p> <p>では順番に…</p>
<p>委員</p>	<p>最初から、自治基本条例（を検討）という形で私たちも出席しているのですが、ここに書いているように、やはり市や自治会等の意思決定をするための仕組みや方法を決めていくということ、検討しているわけですよ。だから、私は元々、自治基本条例とっていて、まちづくりとは思っておりませんので、基本からそれないようにしたいとは思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>一点、質問させていただきたいのですが、「まちづくりに視点を置いた場合」ということで書いているところの、「自治については、まちづくりを進めるための仕組みとして規定する」という意味合いが良く分からないんですよ。</p> <p>まちづくりをするための自治をつくるという意味合いで整理をするという部分が良く分からないのですが、どういうことなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その上の「自治に視点を置いた場合」というところで書いていることと絡むのですが、一応の定義として、自治というのがまちづくりを進める上での基礎となる土台と言いますか、仕組み部分に相当するというふうに一応考えられるのかなと、その土台の上に更に進んでいく方向性と言いますか、そのシステムを利用しながら方向性を定めていく部分が、敢えて言えばまちづくりということで一応理解できるのかなと。</p>

<p>委員</p>	<p>今、委員が言われたように、基本はやはり自治を確定するために作る条例だというふうに思っているの、まちづくりはやはり目的の一つだろうと考えます。</p> <p>そうすれば、事務局の方が整理していただいたように、まちづくりに対しては、ある程度個別条例や個別の施策によって可能だろうと思いますので、解釈としては、同じように自治に視点を置いたという形の中での条例にしていくのが良いと私は思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私もまちづくりは細かいことを言うのだと思うので、自治の方が良いと思います。まちづくりは、その中に入ってくるのではないかと思います。</p>
<p>副部長</p>	<p>私も全くその通りで、自治というのは自分達で治めると書くんですね。自分達の生活しているところを、自分達でうまく治めていこうということが、自治会だというようなことだと思うんですよ。</p> <p>その観点からこの条例がどういう役割を果たすかということになったときに、自治の中で諸問題が起こってきているので、その諸問題を解決するための一つの指針だと考えれば、私はやはり皆さんが言われるように自治ということが大前提になるのではないかなと考えます。</p>
<p>部長</p>	<p>私は全然違って、この自治基本条例（まちづくり基本条例）という考え方に則って、大分市としてどういうまちづくりをしていくのかということで、当初始まった自治基本条例という考え方は、国と地方という相対立する関係を築いていこうという方向性の中で自治基本条例というのが打ち出されてきた。</p> <p>いわゆる国と対立する形での自治基本条例というような方向性が取られてきて、各自治体で検討されてきているんですが、そういう中で、そういう考え方ではなくて、まちづくりということでその方向性を捉えて行こうじゃないかと、どういうまちをつくっていくのか、市民の権利や市民の責務というものをきちんと規定をして、住み良いまちづくりの方向性を今後どのように捉えていくのかという条例ということで、いわゆる最高規範としての基本条例という形で位置付けされるわけですから、私は大分市のまちづくりをどういう方向でいくのか、個別の部分については総合計画の中で謳われているわけですが、基本的な大分市のまちづくりをどうしていくのかという形の条文として決定付けるべきではないかと思っている。</p> <p>だから、自治基本条例ということよりもまちづくり基本条例ということの方が市民としても分かりやすいし、自治基本条例ということで市民に見せても「何のことだろう」ということにもなるのではないかと。</p> <p>そういう意味合いからして、私としてはまちづくり基本条例ということで進んで行きたいなと前から考えているところなんですけど。</p> <p>自治とまちづくり基本条例という名称については、侃々諤々の議論がこれからも出るだろうなと思っていますので、ここで決めるというわけにもいかないだろうと思いますけどね。市民部会としてこの方向でということにはま</p>

	<p>だならない。各部会からもいろんな考え方が出てくるだろうから、と考えていますけど。</p>
委員	<p>部会長の言うことも良く分かります。</p> <p>ただ、まちづくり基本条例としたときに、まちづくりにはどうしてもハードのイメージが先に立ってしまう気がするんですね。</p>
部会長	<p>ハードの部分で考えようとするよりも、ソフトの部分が今はがたがたになってきている部分があるから、原点に帰って、心の部分からそういった部分を捉えていくまちづくり基本条例というものがあっても良いのではないかと思う。</p>
副部会長	<p>部会長の言うことも分かるんですけどね。私はまちづくりになると大きすぎて、今、地域社会がどのような社会変化が起きているのか、少子高齢化であったり高齢社会の中で助け合いが少なくなったり、色々なことが起きてきている。</p> <p>このような、自分達が住んでいるところをどのような形で、皆で力を合わせて行っていくかというようなまちづくりであれば良いのだが、まちづくりという大きな一つのものであると、住んでいる者はどういうことについてまちづくりをしていくのかということになると、自分達の心の中の一つのものでそこに反映されるのが遠くなるような過程を私は考えるんですね。</p> <p>逆に言うと、自治会などがもっと活性化して、我々の意見がその自治会の中で反映されるような仕組みを作っていくながら、その地域のまちづくりを考えていくというようなこと...、あるいは協働のまちづくりという形の中で考えるのであればまちづくりで良いのではないかと私は思うんだけど、今の自治基本条例を検討する中で、そういう問題が起きつつあるからこそ、「ここでもう一度自分達の住んでいるところを考えてみようよ」と、意見を言いながら自分達の住んでいるところをより良いものにしていこうというようなことを、考えていく順番からいけば、そこをまず充実させていって、そしてそこに条例的なものがあれば、だからこういうまちを作っていくんですよということになるのではないかなと私は思っているんです。</p>
委員	<p>深く考えるとそういうことになると思うのですが、一般市民から言うと、まちづくりと言え、聞こえやすいとか捉えやすいような気がしますけど、だけど自治の方が流れのような気がします。</p>
部会長	<p>同じ意味合いで使うのであれば、括弧で括ってまちづくりというようなことも考えられるけどね。大分市自治(まちづくり)基本条例のようなことで括れば一番分かりやすい。</p>
委員	<p>自治基本条例の中にまちづくりが包含されるような気がするんですけど。</p>
部会長	<p>方向性を決められるかということ、非常に難しい。大分市のまちづくりがど</p>

事務局	<p>のように進んでいくのかということ考えたときに、非常に難しい。</p> <p>政府の方向が定まらない今の時期に、大分市の方向性を謳い込めるかという謳い込めない。</p> <p>自治基本条例を作ったことによって、大分市はこう変わっていく。これを基にいろんな条例が決まっていく。皆さんも、意識としてこのように変わって欲しいということを謳い込まないことには、本当の自治基本条例にはなりきらない。</p> <p>だから、ここに書いているのは、非常に難しく重たいところなので、明確にしていくのは難しいだろうなと思います。</p> <p>私は、自治基本条例というのは、国と地方との対立関係の中でそういう動きを作っていくということから、各自治体が自治基本条例を作ってきたと思っている。</p> <p>今、部会長さんのお話を伺っていると、整理の仕方が二通りあるのではないかなという気がするのですが、いわゆる体系は、今日まで積み上げたこの市民の責務とか行政の役割とか責務、議会の役割という形できちんと謳い込んで、それから協働のまちづくりみたいな方向に展開していく。この体系そのものが否定されるものではないというふうに私どもは思っております。</p> <p>そうしたときには、一般的にこうした形で作り上げるものは、自治基本条例という形で言われているのではないかなというふうに思っています。</p> <p>部会長さんが危惧されているのは、ネーミングの問題かなというふうに受け止めています。一般的には、体系そのものはまさに自治基本条例という形で作り上げているのではないかなと思っておりますが、これが、いわゆる自治基本条例というネーミングにするのか、それともまちづくり基本条例というネーミングにするのかというそのところではないかなという気がします。</p> <p>というのが、ご存知のとおり北海道のニセコ町が、初めて制定された自治基本条例と言われていますが、このときに、ニセコ町はまちづくり基本条例というネーミングにしています。これは、今、部会長さんが言われたとおりで、住民自治ということ町民に分かりやすい言葉で説明しなければいけないということで、住民自治イコールまちづくりという形で捉えて、まちづくり基本条例にしたというふうに言われております。</p> <p>ですから、今議論されているのはネーミングをどうするかという形での議論展開ではないかなと私は思っています。</p> <p>委員さんが言われたのですが、確かにまちづくりという概念は、ハード的な整備をどうするか、都市計画行政とか開発行政をどうするかということで、もともとは要綱行政、条例ではなくて要綱で定めてスタートしたという経過、その中で、規制をかけて罰金を取るということになったときには、要綱ではなくてきちんと市民の意見を聴いて、それから、しなければいけないということで条例化が進んできた。条例化が進んできて、さらにいろいろな形で内容を盛り込まなくてはならないということで、どんどん大きく膨れ上がって、今はいわゆるまちづくり基本条例イコール自治基本条例ということで、ボーダーレスになってきている。だからその辺が非常に分かりにくくなってきているのかなと。</p>
-----	---



<p>部会長</p>	<p>だから、スタートから言えばまちづくり基本条例ではなくて、自治基本条例ではないかなと思っていますが、ポイントとなるのは最終的にネーミングをどうするのかというところで落ち着くのではなからうかなというふうには受け止めておりますけどいかがでしょうか。</p> <p>そこだと思います。具体的な条文については、今までの流れで進んできているわけだから、それについて異をはさむところはないんだけど、だけど、前文については夢を語ってくださいよ、大分市民として大分市としてこういうふうに進みたいというような夢を語る部分は欲しいということで、問題提起をしているが、その他の部分については、そんなに今の流れで違うようなことはない。今言ったとおり、ネーミングの問題でどう変わるのかなというところがあるので、どちらになっても結局受け取る側の意識次第だなというのはあるといえはる。</p>
<p>事務局</p>	<p>骨格としてですね、今までの歴史の経緯を見たときに、こんなまちをつくりましょうといった、いわゆる総合計画のような条例にするのか、市民の権利とか責務、行政の責務や議会の役割というものをきちんと謳って、それから例えば総合計画を謳って、それから協働のまちづくりをして、大分市をこういう形に作り上げていきましょうという形にするのか、まさにその形にするのであれば、自治基本条例のスタイルそのものではないかなと思いますけど、骨格的に違うんだということであれば・・・</p>
<p>部会長</p>	<p>市民や議会、行政（職員）の意識を変えていく条例として、大分市は作るという方向で行くべきではないかなと思っている。</p>
<p>事務局</p>	<p>それをまさに謳っているのが、今検討しているこの条例ではないかなと、ここまでしっかりと市民の役割、責務、さらに議会のところまで盛り込んでいる。そして行政は、こういうところまでしっかりとしましょうということを謳っているのは、意識の問題でもありますし・・・</p>
<p>部会長</p>	<p>意識を変えることによって、市民がまちづくりに進むというところになるわけだから。</p>
<p>副部会長</p>	<p>これを作ることによって、指針を作っているわけですよ。その指針が出たときに、住民とかいるんな方がこれを見たときに、我々はどういう形の中で社会参加ができるか、共同体の中で自分の力を発揮できるかとか、自分はその役割を担えるかということをつかるようなことができれば、これが自治基本条例なんですよ。</p> <p>だから、僕はまちづくりでも自治でもどちらでも良いんだけど、それでは具体的にどういう形が一番動きやすいのかということも、ある程度訴えなければ、その大きい枠組みの中で各々が分かっているだろう、そんなことは十分知っているんだというようなやり方で行くのか、それとも、部署ごとに「こういうことはこうしましょう、これはこうですよ」というようなことも</p>

	<p>考えながら、一步前進するための指針にならなければ、ただ作りましたよ、こういうことを書いていますよということでは、何も変わらないと思う。</p>
部会長	<p>この自治とまちづくりの自治のまとめ方、まちづくりのまとめ方というのは正しいのか。</p>
事務局	<p>敢えて、分かりやすく説明したときには、こういう形で説明するのが良いのではなからうかなということで整理をしました。</p> <p>ですから、ニセコ町みたいに住民自治イコールまちづくりという形にした場合は、ほとんど差異がなくなってしまうんです。</p> <p>ですけど、自治とまちづくりという形で分かりやすく説明するとすれば、こういう形で説明するのが基本的に分かりやすいのではないですかということなんです。</p>
部会長	<p>分けるからつながらなくなるのではないのかなと思うのですが。</p>
事務局	<p>論点整理をするためにですね、こういう形で整理をしたわけでありまして、今の骨格といたしますか、作り方に対して皆さん異論がなければ、最終的にこの条例のネーミングをどうするのかという形で意見統一をしていただければ、それで良いのではないかなと思っております。</p> <p>これが作り方そのものを今の段階になって違うんだという、いわゆる総合計画に謳われておりますどういうまちを作りますというものをベースに条例を作るべきだということに万が一なったときにですね…</p>
部会長	<p>総合計画との関連などは、条例をつくった後に考えれば良いわけであって…</p>
事務局	<p>総合計画は、この条例の中でも総合計画を作って、それに則って市政運営をしっかりとっていくんですよ、市民の皆さんと一緒にやってまちをつくって行くんですよということが謳われておりますので、それは異論がないのではないかなと思っております。</p>
部会長	<p>大分市を構成しているみんなの意識を変えていくというか、大分市がどういう将来に向かって素晴らしいまちにするために、皆が積極的に頑張っていくべきという意識の変革をこの自治基本条例は謳うべきなのではないかなと思う。</p> <p>それであれば、この条例が自治基本条例であってもまちづくり基本条例であっても関係ない。内容は一緒だから。</p>
委員	<p>委員が言われていましたけど、そういう方向性だと思うんですけど、皆と一緒にしていくという方向を持たないと意味がないですよ。</p>
事務局	<p>いずれにしても、自治という言葉は条文の中にも出てくるんですけど、自</p>

	<p>治若しくは住民自治と、市民の皆さんが手を取り合ってまちをつくって行くというのがいわゆる自治なんですよ。ですから、その言葉自体を避けることはできないんですけど、そういうものを全体的に総称してこの条例のネーミングはどうするのかというのは、議論しておいていただければ良いのではないかと思います。少なくとも体系そのものは現在の形で異論はないということで、整理をしていただければ良いのではないかと私どもは思っています。</p>
委員	<p>ちゃんと体系的なもの若しくは組織的なものがないと条例が成り立っていかないと思いますね。</p>
事務局	<p>意見はですね、まちづくりという意見と自治という意見とかなり分かれるのではないかと思います。</p>
部会長	<p>分かれると思います。分かれるけど、基本的にはさっき言ったように方向性はみな同じだから。</p>
事務局	<p>そこは、皆さんの意見の中で最終的にこの条例のネーミングをどうするかということで、お決めいただければ良いのではないかと思います。 考え方そのものは皆さん一緒だと思います。</p>
副部会長	<p>一緒ですよ。住民が考えたまちづくりをすれば良いわけですからね。</p>
部会長	<p>国みたいに方向性が全然違うようなことはないんだから。</p>
事務局	<p>そこは、最後に意見交換をまとめていただければと思います。</p>
部会長	<p>大分市民として、大分市のまちづくりの方向性はみな一緒である。支え合うとか助け合うとかそういうまちにして行きましょう、風土にして行きましょうと、そういう流れの中で市民の責務とかいろんなことについて、考えているわけだから。</p>
委員	<p>今でもいろんなところでしているわけですよ実際のところ。そのものが一体的に動くための指針若しくは拠り所になるものを作ろうという考え方がベースですから。</p>
委員	<p>それから細分化されていくということではないかなと思います。</p>
委員	<p>個々でバラバラにされているものを、しっかりと同じ意識でされるようにね。</p>
部会長	<p>ネーミングはこれからの課題でしょうね。</p>
事務局	<p>こういうふうなことで今条例を作っているということに皆さん異論がな</p>

	ければそれで私どもは…
部会長	今日は、このことの確認ですか。
事務局	そうです。ネーミングのことだけではなくてですね、先日の全体会でお示した案の並びがあると思いますが、その並びは自治基本条例を意識したところの並びになっているのですが…
部会長	そういうものの確認で行くのであれば、理念部会に対しては相当詰めていかななくては行けない。
事務局	微調整が必要になってくる可能性があります。自治とまちづくりをどのように捉えていくかということで。
委員	全部会で同じ議論をしているわけですね。方向性が違う可能性はないですか。
事務局	一応、全部会で同じ議論をしていただいて、今度全体会を27日に開きますけど、そのときに最終すり合わせをするというシナリオにはなっております。
副部会長	我々市民部会から、市民発想的な考えを申し上げるし、理念部会になれば全体を通した中の考えで意見を言うでしょうし、部会ごとで少し違うかもしれないけど、この基本条例の必要性が噛んでこない限りは今の議論の中では、市民の皆さんも分からない。前文にそういったことも盛り込んでいかないと。
事務局	<p>理念部会の肩を持つわけではありませんが、各都市の自治基本条例を見ても前文は様々です。前文の中に全てを盛り込んでいるかということそれは正直のところ難しいんですね。</p> <p>それで、その都市の個性とか歴史や経緯を説明している部分もありますし、その辺の住民自治の充実を図るといような形で目的の部分も触れているところもあります。</p> <p>理念部会の考え方というのは、大分市の緑とか歴史とかいったものを受け継いで、しっかりと子や孫の世代に大分市の良いものを引き継いでいけるよという形でまとめているので、ポイントは目的のところをしっかりとする程度書かれているんですね。</p> <p>形としては理念部会は、前文から目的、そして基本理念、基本原則のところ、大体この条例の主旨が分かるよという意図で整理をされています。ですから、前文のところにももう少しエキスを盛り込むべきではないかという意見もありますし、全部をこの流れで見てもらえれば分かるよという考え方も一つはあります。</p> <p>ですから、理念部会としてはかなり意見交換をしながらこの前文を作り上</p>

	<p>げたというふうな自負がありますので、あとここにこういうポイントを入れたら良くなるのではないかというのを、是非対案ということでいただいて、それがきれいな文章でなくても、こういうものを入れた方が良いのではという言葉を添えてもらって、出していただきたいというのが考え方ですので、それなりに議論されて整理されています。前文については、そういうことをお願いしたいと思います。</p> <p>今日は、どちらかと言いますと、市民部会のところの議論を進めていただければと思います。</p>
事務局	<p>先ほどの自治とまちづくりのところは、今度の全体会で部会なりの考え方を求められる可能性があるんですけど、今日の議論の中でも出たような、全体の構成としては今の流れで良いということであれば、自治を意識したところで作っていくということで良いのではなかろうかというようなまとめで…</p>
部会長	<p>それは違う、構成は良いのだが自治ということで行くのであれば、前文についてはもっと変えなければいけないというのがある。</p>
事務局	<p>前文にそういう主旨のものをもう少し盛り込むべきだというのが…</p>
部会長	<p>夢の部分として、前文、目的、基本理念、基本原則というものが一連の流れとしてあるのは良く分かる。だけど、前文としてこの自治基本条例を何のために定めるのかという部分が前文にないと自治という名前で決めるということにはならないのではないかと。意識の問題を前文に謳い込む必要があるのではないかと。</p>
委員	<p>前文に「わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを私たちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である…」となっているので…</p>
事務局	<p>理念部会としては、そういう主旨のものはここに盛り込んでいますよという考え方を持っているんですね。ただ、これよりも少し、こういう視点で調整すべきだというご意見があれば対案を出していただきたいということです。</p> <p>いわゆる、自治基本条例とまちづくり基本条例というネーミングは別として、構成そのもの、今日までの議論の経過は十分反映できているので、作り方そのものはこれで良いというお考えでよろしいですか。</p>
部会長	<p>それは別に問題ない。</p> <p>では、市民部会の課題に移りますか。</p> <p>市民部会は第2章ですが、この前の全体会で検討しないといけないと言っていたのはどこだったかな。具体的な検討が必要と言ったのは。</p>

事務局	<p>第6条の2項です。【 】がついているところです。 大人の視線から見た子どもが健やかに育つ環境という部分です。</p>
部会長	<p>そうすると5条の市民部会の市民の権利で、「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」ということは良いんですね、これは。</p>
委員	<p>法規的に考えたときには、権利のところに載せているので、「できる」ということは、この権利を与えますよということになってしまいうんすよね、これは。となると、子ども条例の関係で議会で作ろうとしています、基本的な方向性として、権利を主体にしたものではなくて個別の施策を推進する子育て支援としての条例にしたいということで、46名の議員が全員で確認してきたところです。</p> <p>それで、その部分で自治基本条例との整合性が出てくるのですが、権利という言葉が出ないにしても、この一文が入ってしまうことですべての権利を認めてしまうことになるのは、少しまずいだろうというのがあります。子どもの権利条約だとか、そういう部分でしっかりと保護されている部分というのもありますから、それは、尊重する形の中で取り上げて行きたいということは、子ども条例の中には盛り込んで行きたいと思っています。</p> <p>この2項目のまちづくりに参画できるという意見表明ができるのかという部分は、あまり問題ないと思うんです。そのことによって、責務の中に健やかに育つ環境を周りがちゃんと作っていきましょうよということ自体も、これがないと上記の部分と表裏一体みたいな形になりますので、生きてこないというのもあるので、可能性として、皆さん方が理解をしていただければ、この5条の5項のところ、「子どもは地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」と特記した部分だけ削除していただくことが可能であれば、要は市民の中にすべてが網羅されているという意味合いを持たせていただければという思いもございませう。</p> <p>ただ、その部分を具体的に推進チームの会議の中で話したことがないので、方向性としてはそういう思いで作ろうとしている条例なので、少し引っかかる部分があるかなと思います。</p> <p>何もかも権利を認めていいですよということではないという意味なので、これが出来るということで、子ども達が思っていることをきちんと理解してあげるよという思いもあります。その表現の仕方によって権利として思い切り前に出てしまうことについては問題があるのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>事務局として子どもに関する条例を議会で策定を検討していることはお伺いしていますし、検討中なので細かいところまでは我々の耳に入ってこないのですが、議会の事務局の方からも我々が聞いて差し支えない範囲で聞くところによるとですね、ある程度市民のみなさんの意見をお聞きする中で子どもの権利の方面から着眼した条例を作るのか、それとも周りがきちんと子どもの子育てをサポートするという方面から着眼した条例を作るのかというところで、みなさんの意見を聞いてみるとやはり、周りがサポートしま</p>

	<p>しょうという条例にして欲しいという意見がかなり多かったと聞いていますので、その御意見を尊重するとすればそういった形を謳った条例になっていくと思います。</p> <p>それを考えた時に、自治基本条例がある程度上位法ですので、そちらが先だろうとお話はあるのですが、多数の市民の意見が既にあるということであれば、それを尊重した上でそれに沿った条例が出来るとすればその条例との整合が取れないというようなことは出来るだけ避けたいというのは正直ありますので、そうした時に、委員さんがおっしゃったような具体的には第5条5項の部分は取り方によっては権利を謳ったような条文にとれます。対しまして6条2項については周りがサポートするという方向性からの言葉になるのかなと思います。極端に言うと両方あったら悪いと言うこともないと思います。</p>
委員	<p>どういう解釈をするかですね。</p>
事務局	<p>そうですね。そうした時に、権利の方の条例は無いのかということになるのですが、ただ、下位に位置する条例が必ず対応していなければならないということもありませんので、少なくとも6条の2項の文はあったほうが整合は取りやすいと思います。</p>
委員	<p>一旦子ども条例の中で受けてしまう中で、個別の施策に反映させていくという意味で載せる文であればそこまで問題はありません。ただそこだけが一人歩きされると少し困る部分があったものですから。</p>
部会長	<p>これ、一人歩きしますか？</p>
委員	<p>子どもは自分達がみてこれを盾にとってとはなかなかないでしょうけれどね。私個人としては良いと思っています。</p>
部会長	<p>市民の権利で謳い込むからには子どもの権利というこの部分は、行政に対しての子どもの権利と解釈するのか、社会に対して、また家庭に対してと解釈するのか。今の時代のように子どもが虐待されている時代はないわけであるから、子どもを守るという観点からしたらこの部分はこれを尊重してあげてもいいと想いはあります。</p> <p>これが書いてあるからといって子どもの権利を認めて、権利条約の部分との整合性が出てくるから議会がする子ども条例を変えなければならないということはありません。議会がする子ども条例というものは親がサポートする子育ての部分として制定していこうというなら、そこと整合性が取れるか取れないかというところとそれほど関係がないと思います。子どもの今の環境を考えたらこれくらい書いてあげた方がいいと思います。</p>
委員	<p>物申せない子ども達ですので、それくらいしておかないといけないのかなというふうに思います。これを書くことによって親がサポートしていきます</p>

	し。
部会長	子どもは宝と言いますしね。
委員	市民部会の意見としてはそのようになりましたということで。
部会長	その流れからして、6条の2項はこのまま入れます。
委員	親がこれを意識するというで、子どもは直接主張することはないと思います。
部会長	子どもが虐待されている時代ですから、親が変わらないといけない時代なのです。子どものアンケートをみて思いました。子どもはいつの時代も変わらないと。親が変わってきた。学校教育で自分達の権利ばかり言って、子どもの権利を認めない親が出てきた。悲惨ですよ。
委員	小学校の入学式のときに、校長先生がこういうふうに言われました。 真っ白なキャンパスに一つ一つ絵を描くように、子どもを育てていくのですよ。色が変わっていくのですよ。だから大事に大事に、子ども達を育てていってくださいとすごく印象に残ることをおっしゃっていました。そういう意味で親がこれを見て意識していただけるということが私は大事であると思います。
委員	そういうことで。 明日また議会の推進チーム会議で説明致します。 あまり四角四面に捉えなくてもいいと思います。
事務局	6条の第2項は検討中となっておりますが、これはこのまま採用ということでよろしいでしょうか。
部会長	はい、良いと思います。
事務局	他に何かありますか。
部会長	法制室の立場として市民の権利はこれで良いとして、市民の責務として抜けていることは無いでしょうか？
法制室	私どもの立場からこれが抜けているということは言いにくいのですが...
部会長	文言としてもいいでしょうか。
事務局	文言の微調整はまたありますので、入っているニュアンスは変わらないようには致します。



委員	<p>今の意見なのですが、行政の立場で言いにくいといわれたのですが、一市民として捉えたときに私は意見を出して良いと思うんです。だって一市民ですもの。以前行政の人にあなた達は税金を使って仕事しているのだからという、「僕も税金を払っています」といわれて「そうよね」と気付かされた事があります。そういうことで、やはり同じ立場に立ったときには、こういう言葉を入れた方が良いのではないかということは言っても良いと思います。</p>
事務局	<p>今回はいろいろと調整をしている所がありますので、余り多く調整の所を示しますと、全体として理解され辛くなりますので骨格の部分を基本的に整理させてもらっています。ですから、次回以降、皆様方から御意見いただければ全体会、法制室が中心となって今後の調整をさせていただきたいなと思います。骨格となるものはほぼ入っているのではなからうかと思えます。</p>
部会長	<p>以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。次回は来週 27 日火曜日に第 13 回全体会議の予定となっています。場所はコンパルホールの 3 階多目的ホールで 13 時からとなっております。</p> <p>くどいようですが、前文につきましては修正案をお持ちの方は書面にてよろしくをお願いします。今度の全体会に間に合わなくとも今後またいただければと思います。</p>
部会長	<p>遅くまでお疲れ様でした。</p>